

関係法令

給水装置工事施行の際は、本書の他、の関係法令についても遵守すること。

1. 水道法（昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号）
2. 水道法施行令（昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号）
3. 水道法施行規則（昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号）
4. 水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）
5. 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号）
6. 和歌山市水道事業給水条例（昭和 36 年 3 月 29 日条例第 8 号）
7. 和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年 3 月 26 日水道局規程第 2 号）
8. 道路法（昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号）
9. 道路法施行令（昭和 27 年 12 月 4 日政令第 479 号）
10. 道路法施行規則（昭和 27 年 8 月 1 日建設省令第 25 号）
11. 道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）
12. 道路交通法施行令（昭和 35 年 10 月 11 日政令第 270 号）
13. 道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号）
14. 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）
15. 建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日政令第 338 号）
16. 建築基準法施行規則（昭和 25 年 11 月 16 日建設省令第 40 号）
17. 建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件
（昭和 50 年 12 月 20 日建設省告示第 1597 号）
18. 建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号）